

訴訟を装う架空請求にご用心！

今年も架空請求と思われる「訴訟最終警告書」や「訴訟による差押命令」などの文書が町内に届いているとの情報が入ってきています。このような訴訟を装った架空請求の手口は全国的に年々増えており、その手口は巧妙化してきているそうです。

自分宛に届いた文書に「訴訟」や「差押」などの文字があると驚いてしまいますが、下記を参考に冷静に対処し、絶対に騙されないようにしましょう！

・例1 ハガキによる最終告知のお知らせ

「未納料金について裁判所へ民事訴訟の訴状申し入れがなされた。」「後日管轄裁判所より呼出状が発行される。」「裁判を欠席すると、相手の言い分どおりに判決が言い渡され、差し押えを執行される。」などの内容が記載されたハガキが届くパターンです。

- 大切なお知らせが、配送者にも内容が見える状態のハガキで届くことはありません。
- 民事訴訟管理センター、国民訴訟通達センター、東京財務管理局は実在しない行政機関です。

・例2 封書による裁判所を装った訴訟および差押命令

「支払未納金などについて、民事訴訟された。」「連絡がない場合、財産について差押命令書のとおりに執行する。」「取り下げの相談に乗るので連絡してください」などの内容が記載された文書が裁判所名義等で封書により届くパターンです。(右図参照)

● 裁判所からの民事訴訟通知などは必ず「特別送達」により本人または関係者へ手渡しで送達され、封筒表面に「特別送達」の赤印字、裏面に郵便送達報告書用紙の貼付、文書には裁判官・書記官等の公印があります。普通郵便で届いた場合は詐欺の可能性が高いので注意してください。

・例3 裁判所の督促手続・少額訴訟手続を悪用した架空請求

ごく稀なケースですが、悪徳事業者が未払金に対する架空訴訟を裁判所に申し立てることがあり、裁判所では架空かどうかを見分けられないため受理されてしまう場合があります。その場合、そのまま放置したり、誤った対応をしたりすると敗訴となってしまうのでご注意ください。

もし、身に覚えのないのに裁判所から文書が特別送達された場合は、弁護士や北海道立消費生活センター(☎050-7505-0999)へすぐ相談してください。

訴	状	訴訟番号	(て)121号
この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。			
このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承ください。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。			
訴訟取り下げ最終期日 2年4月16日			
法務省管轄支局管理部 〒102- []			
東京都千代田区 []			
相談窓口	03 - []		
受付時間9時-20時			

図 送付された文書の例

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎0144 ☎0110 追分駐在所 ☎☎2003 安平駐在所 ☎☎2339

早来駐在所 ☎☎2030 遠浅駐在所 ☎☎2211 役場総務課 ☎☎2511